みと消費者大学要項

平成 27 年 5 月 1 日作成

1　趣　旨

消費者に幅広い知識を継続して学習する機会を提供することにより、複雑・多様化する消費者問題に的確に対応できる主体性のある消費者を育成することを目的に開校する。

また、終了後は、消費者問題マイスターとして、水戸市安心・安全見守り隊など、各地域での消費者被害防止に向けて活動することを目指す。

2　主　催

水戸市消費生活センター・ＮＰＯ法人ＮＰＯ消費者相談室・城里消費生活センター・金融広報委員会・茨城県消費者団体連合会・五軒女性会

3　実施期間・内容

平成 27 年 6 月～28 年 3 月に 10 講座（1 講座約 2 時間）を実施。詳細は別紙参照。各講座の冒頭に、最近の消費生活相談等を約 15 分程度情報提供する。（内容・講師等は突然変更がある場合があります）

4　受講資格

消費者問題に関心があり、地域から消費者被害をなくそうという思いのある人。

水戸市安全・安心見守り隊などの地域活動をしている人。

5　募集人数　　約２０名

6　会　場　　みと文化交流プラザ

7　受講料　　無料

8　申込方法

住所・氏名・年代・日中連絡できる電話番号を記載の上、ＦＡＸ或いはメールで申し込む

9　単位認定

水戸消費者大学では、１講座を受講することにより１単位を認定する。単位の認定方法は、講座終了後に出席を確認することで行う。

10　修了証書

みと消費者大学では、実施期間中に 7 単位以上習得した学生には、修了証書を交付する。終了証書の交付は、当該年度の講座の最終日に行う。なお、実施期間中に取得した単位は、次年度に繰り越すことができる。

11　その他

修了証書の交付を受けたものについては平成 28 年度開校予定の「みと消費者大学」の企画・運営に、主催者とともに関わることができる。

12　連絡先

水戸市消費生活センター　水戸市五軒町１－２－１２　みと文化交流プラザ

電話 029-226-4194　　ＦＡＸ029-222-6826　　E-mail　m-syohi@minos.ocn.ne.jp

---

平成 27 年度「みと消費者大学」を受講いたします

氏　名（年代）	
住　所	
連絡先	